今後の立入検査における実施体制

保健所

【立入検査指導事項(様式6)】

- ①立入検査(1回目)
- ▶ 勤改センターの支援を受けるよう指導

【不適合事項通知(様式8)】

- ②立入検査(2回目)*①の次の立入検査
- ▶ 様式8により、改善結果報告を求めること *提出期限は概ね3か月以内

【改善勧告(様式9)】

- ③立入検査(3回目)
- *改善結果報告後または未提出の場合は提出期限後
- ▶ 様式9による改善勧告、改善結果報告を 求めること
 - *提出期限は概ね2か月以内

様式6を共有

様式8を共有

埼玉県勤改センター(医療人材課)

【立入検査指導事項(様式6)】 支援訪問(1回目)

▶ 医療機関からの支援要請による支援訪問

【不適合事項通知(様式8)】

支援訪問(2回目)*改善報告提出期限内

▶ 様式8に基づくプッシュ型支援訪問

様式9を共有

【改善勧告(様式9)】

支援訪問(3回目)*改善報告提出期限内

▶ 様式9に基づくプッシュ型支援訪問

行 政 処 分

行

政

指 導

*行政指導は

保健所長権限

*行政処分は 知事権限 (部長委任)

【改善命令等】

- ④立入検査(4回目)
- *改善勧告に応じた改善結果報告後または 未提出の場合は提出期限後
- ▶ 改善状況を確認し、改善の努力が なされていないと判断される場合 検査結果を勤改センターへ共有

結果を共有

【改善命令等】

支援訪問(4回目)*結果を受けてすみやかに

▶改善状況を確認し、共有結果のとおり 改善の努力がなされないと判断される 場合には、医療法に基づく必要な措置 * 法第111条、126条、148条、150条、117条

勤改センターが実施した支援・措置内容は医療整備課・保健所に共有